

受 理 番 号	陳情第 1 5 号	受理年月日	平成 2 5 年 1 2 月 5 日
件 名	川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	荒武 重信		
要 旨			
2 0 1 1 年 3 月 1 1 日の東北地方太平洋沖地震と、これによる津波がもたらした福島原発事故の結果、今なお 1 5 万人近くの人々が故郷を追われ、放射能汚染被害により暮らしが破壊され、汚染水漏れに象徴されるように事故はいまだ収束していない。 しかしながら、九州電力は 2 0 1 3 年 7 月、川内原発 1 ・ 2 号機に係る新規制基準の適合性審査申請を行い、早期の再稼働を目指している。 1 事故を繰り返さないためには事故原因の究明が大原則であるが、事故現場を徹底的に調査・検証した「規制基準」が作られていないこと。 2 要援護者を含めた実際に役立つ広域避難計画が策定されておらず、2 0 1 3 年 1 0 月 1 1 日・ 1 2 日の国による原子力総合防災訓練でも住民避難等の実効性が不確かであることが明らかになり、住民の安全が確保されていないこと。 3 原発事故が起これば県内全域にわたって「原発被害自治体」となり得るにもかかわらず、原発建設・運転の事前同意手続が九州電力との間に定められていないこと。 4 原発を稼働させなくても電力の安定供給に不安がないことが明らかになり、発送電分離・電力自由化による省エネ・再生可能エネルギーを軸にした脱原発のエネルギー政策への早急な転換が求められていること。 以上のことを踏まえ、住民の安全・安心が損なわれかねない川内原発再稼働に反対し、下記事項について貴議会が陳情を採択されるとともに、鹿児島県知事へ意見書を提出されるよう陳情する。			
記			
県民の安心・安全な暮らしに責任を持つ鹿児島県知事は、以下の事項が実施されない限り、川内原発 1 ・ 2 号機の再稼働について拙速に同意をしないこと。 1 原発事故「被害自治体」になるおそれのある地域の住民、自治体議会及び首長から川内原発 1 ・ 2 号機再稼働の同意を得ること。 2 原子力規制委員会が福島第一原発の事故現場に立ち入り、原因究明に係る現場の状況を徹底的に調査・検証し、これに基づいて事故の再発を防止できる「規制基準」を策定すること。 3 川内原発に係る地震・活断層、火山、原子力防災、さらには放射性廃棄物処理などについて、「電力業界の虜」でない専門家による鹿児島県独自の委員会を設置し、技術的な助言を得て、県が主体的に国及び九州電力などに対応できるようにすること。			